（電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等）

第十二条　第九条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

［２・３　略］

（電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等）

第十三条　［略］

（結果の公表等）

第十四条　［略］

（調査票等の保存）

第十五条　総務省統計局長は、産業横断調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、製造業事業所調査に係る調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（工業統計調査規則の廃止）

第二条　工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）は、廃止する。

（工業統計調査規則の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の工業統計調査規則第二十一条の規定に基づく市町村長及び都道府県知事の保存する準備調査名簿の写しの保存期間は、この省令の施行の日に終了する。

２　経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票並びに準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録の保存期間は、なお従前の例による。

（製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第四条　産業横断調査企業のうち製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十四条及び第十五条の規定を適用する。

○法務省令第二十六号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第二十二条の規定に基づき、証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

法務大臣　古川　禎久

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一　［略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間	（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一　［同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間